

名古屋港管理組合公報

平成16年4月1日

(木曜日)

第327号

目次

条 例

- 職員定数条例の一部を改正する条例……………1
- 名古屋港管理組合の基金を設置する条例の一部を改正する条例……………1
- 名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例……………1
- 名古屋港湾会館条例等の一部を改正する条例……………2

規 則

- 名古屋港管理組合事務局組織規則の一部を改正する規則……………2
- 勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………3
- 公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………3
- 住居手当規則の一部を改正する規則……………3
- 旅費条例施行規則の一部を改正する規則……………3
- 名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則……………4
- 名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則……………5
- 名古屋港湾会館管理規則等の一部を改正する規則……………7

告 示

- 平成14年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領……………7
- 平成14年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領……………7
- 平成16年度名古屋港管理組合予算の要領……………8
- 平成15年度名古屋港管理組合補正予算の要領……………14
- 平成13年名古屋港管理組合告示第29号の一部改正……………17
- 平成14年名古屋港管理組合告示第3号の一部改正……………17
- 港湾施設の変更……………17
- 港湾施設の使用停止……………18

訓 令

- 課の組織の分掌事務規程の一部改正……………18
- 事務所規程の一部改正……………18
- 事務所の組織の分掌事務規程の一部改正……………19
- 名古屋港管理組合行政文書取扱規程の一部改正……………19
- 名古屋港管理組合事務決裁規程の一部改正……………19
- 出勤簿処理規程の一部改正……………19
- 被服貸与規程の一部改正……………20
- 名古屋港管理組合職員衛生管理規程の一部改正……………20

公 告

- 名古屋港弥富ふ頭内第7貯木場埋立造成地の分譲公募……………21

審 議 会 事 項

- 名古屋港審議会委員の委嘱……………23

名古屋港管理組合条例第三号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例(昭和二十六年名古屋港管理組合条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「七五九人」を「六七四人」に改め、同条中「七八〇人」を「六九五〇人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合の基金を設置する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合条例第四号

名古屋港管理組合の基金を設置する条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合の基金を設置する条例(平成五年名古屋港管理組合条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号を次のように改める。

三 名古屋港環境振興基金 名古屋港における大規模緑地施設及び風力発電施設の充実、港湾緑化及び風力発電事業の円滑な運営等環境の振興に資するため

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合条例第五号

名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合港湾施設条例(昭和二十六年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び運河」を「運河及び鉄道基盤施設」に改める。

別表に次のように加える。

条 例

職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

鉄道基盤施設

一月一平方メートルまで(とに

二百四円二十銭

附 則

この条例は、平成十六年五月一日から施行する。

名古屋港湾会館条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合条例第六号

名古屋港湾会館条例等の一部を改正する条例

(名古屋港湾会館条例の一部改正)

第一条 名古屋港湾会館条例(昭和四十六年名古屋港管理組合条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「財団法人名古屋港文化センター」を「財団法人名古屋みなと振興財団」に改める。

(名古屋港ポートビル条例の一部改正)

第二条 名古屋港ポートビル条例(昭和五十九年名古屋港管理組合条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「財団法人名古屋港文化センター」を「財団法人名古屋みなと振興財団」に改める。

(名古屋港水族館条例の一部改正)

第三条 名古屋港水族館条例(平成四年名古屋港管理組合条例第六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「財団法人名古屋港水族館」を「財団法人名古屋みなと振興財団」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第二号

名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合事務部局組織規則(平成八年名古屋港管理組合規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第八号」を「第七号」に改める。

第七条中「防災管理室」を「危機管理室」に改める。

第八条第二十六号を削り、同条第二十七号中「防災管理室」を「危機管理室」に改め、同号を同条第二十六号とする。

第八条の二を次のように改める。

(危機管理室の事務)

第八条の二 危機管理室においては、次の事務をつかさどる。

- 一 危機管理対策に係る企画及び実施の総合調整に関すること。
- 二 名古屋港管理組合防災計画に関すること。
- 三 名古屋港保安規程に関すること。
- 四 防災会議及び防災対策本部に関すること。
- 五 名古屋港保安委員会(ナゴヤハーバーネットワーク)に関すること。
- 六 沿岸防災情報管理システムの運用管理に関すること。
- 七 防災無線及び非常通信に関すること。
- 八 名古屋港管理組合の休日定める条例(平成三年名古屋港管理組合条例第七号)第二条第一項に規定する本組合の休日、夜間等における事故の初動活動に関すること。
- 九 危機管理に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- 十 危機管理に係る訓練に関すること。

十一 危機管理意識の啓発に関すること。
十二 危機管理室の庶務に関すること。
第二十九条第三項中「総務部防災管理室」を「総務部危機管理室」に、「防災管理室」を「危機管理室」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第三号

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

（一の年次を通じて勤務しなかつた場合の年次休暇の繰越し）

第四条の二 条例第十三条第三項に規定する「一の年次に利用できる年次休暇のうちその年次に利用しなかつた日数」には、職員が次の各号のいずれかに該当する事由により一の年次を通じて勤務しなかつた場合の当該年次に付与された年次休暇の日数を含むものとする。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定による育児休業

二 休職

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第四号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年名古屋港管理組合規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 財団法人名古屋みなと振興財団

第二条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

住居手当規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第五号

住居手当規則の一部を改正する規則

住居手当規則（昭和三十六年名古屋港管理組合規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項第一号中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第十条の三第二項に規定する「名古屋市、東海市、知多市、弥富町及び飛島村内の住居に居住する者」とは、住民基本台帳法（昭和三十二年法律第八十一号）の規定に

より名古屋市、東海市、知多市、弥富町及び飛島村の住民基本台帳に記録されている者及び外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の規定により当該市町村の外国人登録原票に登録されている者（条例第十条の三第三項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

旅費条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第六号

旅費条例施行規則の一部を改正する規則

旅費条例施行規則（昭和三十八年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「別表」を「別表第一」に改める。

第十四条を次のように改める。

（在勤地又はその附近地）

第十四条 条例第二十七条に規定する在勤地又はその附近地（以下「在勤地」という。）とは、次の各号に掲げる出張の区分に応じ、当該各号に定める区域をいう。ただし、常時勤務する場所が名古屋市の市域以外である職員の在勤地については、管理者が別に定めることができる。

一 宿泊を伴う出張 別表第二に掲げる市町村又は郡の区域

二 宿泊を伴わない出張 別表第三に掲げる郡市の区域
別表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第二 (第14条関係)

名古屋市、半田市、津島市、常滑市、東海市、知多市、尾張旭市、日進市並びに西春日井郡西枇杷島町及び豊山町並びに海部郡大治町、蟹江町、十四山村、飛鳥村、弥富町及び佐屋町並びに知多郡阿久比町

別表第三 (第14条関係)

名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡、中島郡、海部郡、知多郡、額田郡、西加茂郡、岐阜市、大垣市、多治見市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、海津郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡、可児郡、土岐郡、四日市市、桑名市、鈴鹿市、いなべ市、桑名郡、員弁郡及び三重郡

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第七号

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合財務規則(昭和二十九年名古屋港管理組合規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「総務部防災管理室」を「総務部危機管理室」に改める。

第四十条の二第一項第三号中「名古屋港緑化振興基金」を「名古屋港環境振興基金」に改め、同条第三項中「前項の」の下に「規定による」を加える。

第四十七条の二第一項中「企画調整室担当課長(調整担当)及び」を「企画調整室担当課長(調整担当)、総務部危機管理室担当課長(危機管理担当)及び」に改める。

第五十七条第一項中「担当する係長」の下に「(担当係長及び主査を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

様式第二十四号の四中「名古屋港緑化振興基金」を「名古屋港環境振興基金」に、「名古屋港緑化振興事業」を「名古屋港環境振興事業」に、「緑化振興基金収入」を「環境振興基金収入」に改める。

様式第八十七号備考中「頭に金」の次に「又は¥」を加える。

「2 契約金額

(うち、取引に係る消

様式第九十一号(その1)中

3 期 間 着 手
完 了

「2 契約金額

費税及び地方消費税の額)

3 期 間 着 手
完 了

年 月 日 を

年 月 日 」 4 支払時期 契約履行後適

年 月 日

年 月 日

法な請求書を名古屋港管理組合が受理した日から 日以内」に改め、同様式備考を次のものに改める。

備考 金額の数字はアラビア数字を用い、金額の訂正は認めない。

「2 契約金額

(うち、取引に係る消

様式第九十一号(その1)中

3 期 間 自
至

「2 契約金額

費税及び地方消費税の額)

3 期 間 自 年
至 年

年 月 日 を

年 月 日 」 4 支払時期 契約履行後適

月 日
 月 日
 法な請求書を名古屋港管理組合が受理した日から 日以内」
 に改め、同様式備考を次のように改める。
 備考 金額の数字はアラビア数字を用い、金額の訂正は認めない。

様式第九十一号の二中

「			」		
決裁欄			決裁欄		
課長	係長	担当者	課長	課長補佐	係長

を

に改める。
 「2 増加・減少額
 様式第九十三号中 (うち、取引に係る消費税及び地
 ただし、 年 月 日契約
 方消費税の額) を「2 増加・減少額
 金額に対し変更による増加・減少分」
 年 月 日契約金額に対し変更による増加・減少分」
 改め、同様式備考を次のように改める。

備考 金額の数字はアラビア数字を用い、金額の訂正は認めない。

附 則

- (施行期日)
 1 この規則は、公布の日から施行する。
 (経過措置)
 2 この規則施行の際この規則による改正前の名古屋港管理組合財務規則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて作成されている様式第二十四号の四の用紙については、この規則による改正後の名古屋港管理組合財務規則(以下「改正後の規則」という。)の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。この場合において払い込まれた現金は、名古屋港環境振興基金へ払い込まれたものとする。
 3 この規則施行の際改正前の規則の規定に基づいて作成されている様式第八十七号、様式第九十一号(その一)、様式第九十一号(その二)、様式第九十一号の二及び様式第九十三号の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、改正後の規則の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十六年 四月 一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第八号

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則(昭和三十六年名古屋港管理組合規則第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三章 雑則(第七十三条-第七十九条)」を「第十三章 鉄道基盤施設(第七十三条・第七十四条)第十四章 雑則(第七十五条-第八十一条)」に改める。

第八条第四号中「前各号のほか、」を「その他」に改める。
 第七十九条を第八十二条とし、第七十八条を第八十条とし、第七十七条第一項中「正本」を削り、同項ただし書を次のように改め、同項第一号を削る。

ただし、管理者が必要と認めた願書等については、更に必要部数を提出しなければならない。

第七十七条第二項を削り、同条を第七十九条とし、第七十二条から第七十六条までを二条ずつ繰り下げる。

第十三章を第十四章とし、第十二章の次に次の一章を加える。

第十三章 鉄道基盤施設

(定義)

第七十三条 条例第二条第一項に規定する鉄道基盤施設とは、高架橋、駅舎、附帯施設(防護柵及び排水設備をいう。)等をいう。

(使用者の経費負担)

第七十四条 鉄道基盤施設の利用者は、その使用に要する経費を負担する。

様式第八号を削り、様式第九号を様式第八号とし、様式第十号から様式第十九号までを一様式ずつ繰り上げ、様式第十八号の次に次の一様式を加える。

様式第19号 (第3条関係)

年 度	整理番号
-----	-------	------	-------

鉄道基盤施設使用願

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

使用者コード

.....

住 所

氏 名



次のとおり使用したいので許可してください。

施設コード	鉄道基盤施設名称	
使用面積	平方メートル		
使用期間	年 月 日から		年 月 日まで
摘 要			

決 議 日	年 月 日
-------	-------

備考 太枠内は記入の必要がありません。

A列4判

様式第41号中「第76条関係」を「第78条関係」に改める。

附 則

この要則は、平成十六年五月一日から施行する。